

# 「熊本市緑の基本計画」 の改定について

環境局環境推進部環境共生課

## 目次

### 1.基本計画改定の概要

1-1緑の基本計画改定の背景及び目的（P2）

1-2緑の基本計画とは（P3）

1-3現計画の基本理念・計画テーマ・施策内容（P4）

1-4現計画の数値目標と達成状況（P5～7）

1-5緑の基本計画の検証（P8～9）

1-6関係法令の改正概要（P10～11）

1-7第7次総合計画中間見直し（P12）

### 2.計画改定の検討体制（P13）

### 3.今後のスケジュール（P14）

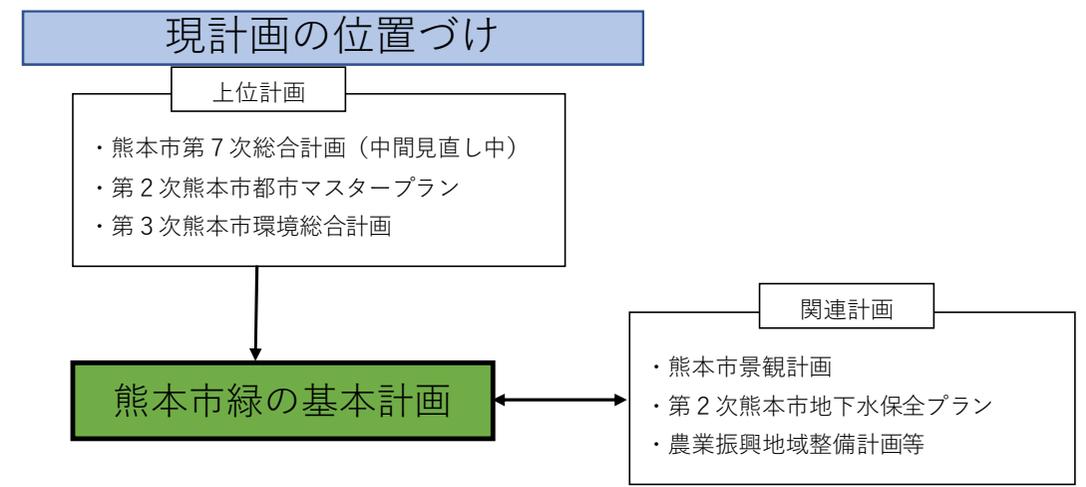
# 1.基本計画改定の概要

## 1-1 緑の基本計画改定の背景及び目的

- 本市は、「緑の基本計画」を平成17年3月に策定し、多くの施策・事業を展開してきた。
- 緑被率の確保、一人当たり公園面積の増加など、アウトプット指標は一定の成果を上げてきたものの、「街中に緑が多いと感じる市民の割合」は低下するなど、アウトカム指標は未達成状態にある。
- 平成28年3月に策定した第7次総合計画では、目指すまちの姿を「上質な生活都市」とし、都市づくりにおいては、多核連携型都市の形成を促進することとしており、都市構造に即した緑化の在り方においても方針を見直さなければならない。
- 熊本地震を受け災害に強い都市づくりを進めている中、災害時の延焼防止や避難場所となる緑・オープンスペースの整備・保全の重要性は一層高まっている。
- 財政面、人材面の制約等から緑地や公園の新規整備や適正管理に限界がきているとし、平成29年に都市緑地法の改正を行い、民間主体による緑地の保全整備、市民緑地制度の創設、緑の基本計画の記載事項の追加などが行われた。
- 国から、緑化重点地区の指定など緑の基本計画の見直しに指摘があっている。

まちづくりにおいて、都市緑化は景観、環境、防災など多面的な機能を発揮する重要な取組であり、その方向性や方針を定める「緑の基本計画」は、本来、社会情勢の変化やまちづくりの方針転換等により見直しが必要な場合は遅滞なく変更すべきである。

しかし、本市では計画期間が平成37年（2025年）までの約20年と長期で明確な見直し時期も定義されておらず、目標値は掲げていたものの評価方法の記載はなく進捗管理が不十分であったため見直しが行われなかった。本市は、熊本地震からの復旧・復興を進める一方、新たなまちづくりの礎を造る大切な時期にある。そのような中で、これまでの反省を踏まえ、都市緑化を取り巻く現状と課題を整理し、目指すまちの姿を実現する施策体系へと基本計画の見直しを進めたい。



- 都市緑地法に基づく法定計画（任意）で都道府県知事に通知し、公表することで法律上の「緑の基本計画」となる。
- 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例  
第2条（基本計画）  
「市長は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定しなければならない。」

# 1.基本計画改定の概要

## 1-2 緑の基本計画とは

### 緑の基本計画とは

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。  
(都市緑地法第4条に規定)

### 計画の内容

計画では、おおむね次の内容を定めるものとされている。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項\*（注）
- 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

\*（注）

緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされている。  
(都市公園法第3条第2項)

# 1.改定の概要

## 1-3 現計画の基本理念・計画テーマ・施策内容

### 基本理念

水と緑あふれる熊本市の姿を後世に引きつぐために、郷土熊本歴史と文化を育んできた緑を再認識し、環境に配慮した快適な生活環境を市民とともに創り上げ、豊かな生活と文化に彩られた新たな「森の都」を実現する。

### 計画テーマ

水と緑と心豊かな「森の都」熊本

### 基本方針

### 施策

### 施策の内容

自然とともに生きる「森の都」づくり  
(緑の保全)

骨格となる緑の保全

特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定、風致地区の緑の保全・創出、水源かん養域の保全

身近な緑の保全

環境保護地区の指定、保存樹林・保存樹木の指定、建築・開発時における緑の保全・創出

自然とのふれあいの場としての活用

農地の活用、森林の活用

文化を培う「森の都」づくり  
(緑の創出)

都市公園の整備

身近な公園の整備、都市の緑の拠点となる公園の整備、歴史文化資源を活かした公園の整備、自然環境を保全・活用した緑地の整備、魅力ある公園づくり、公園の管理・運営の充実

都市公園以外の緑地等の整備

香りの森の整備

公共公益施設の緑化

道路の緑化、河川的环境整備、学校の緑化、社会体育施設の緑化、その他の公共施設の緑化

民有地の緑化

住宅地の緑化、商業地域の緑化、工業地域の緑化、まちぐるみの緑化、緑化地域の指定

中心市街地の緑化

中心市街地の緑化推進

景観計画について

景観区域・景観地区の指定

「森の都」を育む人づくり  
(緑の啓発)

緑化意識の高揚

緑の情報拠点の充実、緑に関する行事の開催、広報の充実、緑の教育の充実

市民参加による緑化活動の支援

市民活動団体の育成、緑化技術の普及・指導、活動に対する表彰

緑化推進のための体制づくり

緑に関する研究・開発、基金の充実、協議会等の設置

# 1.改定の概要

## 1-4 現計画の主な数値目標と現在の達成状況

平成37年度（2025年度）の緑被率の目標

緑被率①で **30%** の確保に努める

緑被率・・・熊本市2,500分の1の地形図並びに8,000分の1の航空写真データにより一団となった一定面積以上の緑を抽出し、その面積を全体面積で割った率

緑被率① = (自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地) ÷ 市域 (旧市域)  
 緑被率② = (自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地+水田+畑) ÷ 市域 (旧市域)  
 緑被率③ = (自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地+水田+畑+裸地+水域) ÷ 市域 (旧市域)



(参考)

市全体 (旧市域)	H13	H18	H24	H30
緑被率①	30%	31%	32%	32%
緑被率②	55%	55%	59%	58%
緑被率③	61%	60%	65%	64%

※平成24年度以降は、旧3町（植木・城南・富合）を含む新市域の数値である。  
 ※平成24年度以前は300㎡以上の緑を抽出し、平成30年度は100㎡以上の緑を抽出した。

# 1.改定の概要

## 1-4 現計画の主な数値目標と現在の達成状況

緑豊かな憩いの場を創ります

環境にやさしい公園づくり・防災に役立つ公園づくり・都市の顔となる公園づくり

平成37年度（2025年度）までの目標量

一人当たり公園面積 **10.0㎡**

歩いていける公園の整備率 **54.6%**

当初  
(平成13年度)

現在  
(平成30年度)

増減

一人当たり公園面積

8.3㎡



9.5㎡

1.2㎡増加

歩いていける公園の整備率

42.0%



51.8%

9.8%増加

### 公園の整備状況

種別	H13			H30		
	箇所数	面積	整備率	箇所数	面積	整備率
街区公園 (1,000㎡以上)	276	640,341	42.0%	312	784,812	51.8%
近隣公園	25	370,199		29	427,149	
地区公園	5	232,066		7	318,564	
計	306	1,242,606		348	1,530,525	
一人当たり公園面積		8.32	㎡		9.57	㎡

### <平成37年度までの目標量>

一人当たり公園面積	10	㎡
歩いていける公園の整備率	54.6	%
(将来目標面積)	295.6	ha
街区公園	110	ha
近隣公園	108.2	ha
地区公園	77.4	ha

※街区公園は、1,000㎡以上の公園が対象

# 1.改定の概要

## 1-4 現計画の主な数値目標と現在の達成状況

緑豊かな街を創ります

都心部の緑化の推進

都心部の緑化の推進

平成37年度（2025年度）までの目標量

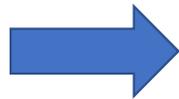
街なかに緑が多いと感じる市民の割合 85.0% の確保

当初  
(平成15年度)

現在  
(平成29年度)

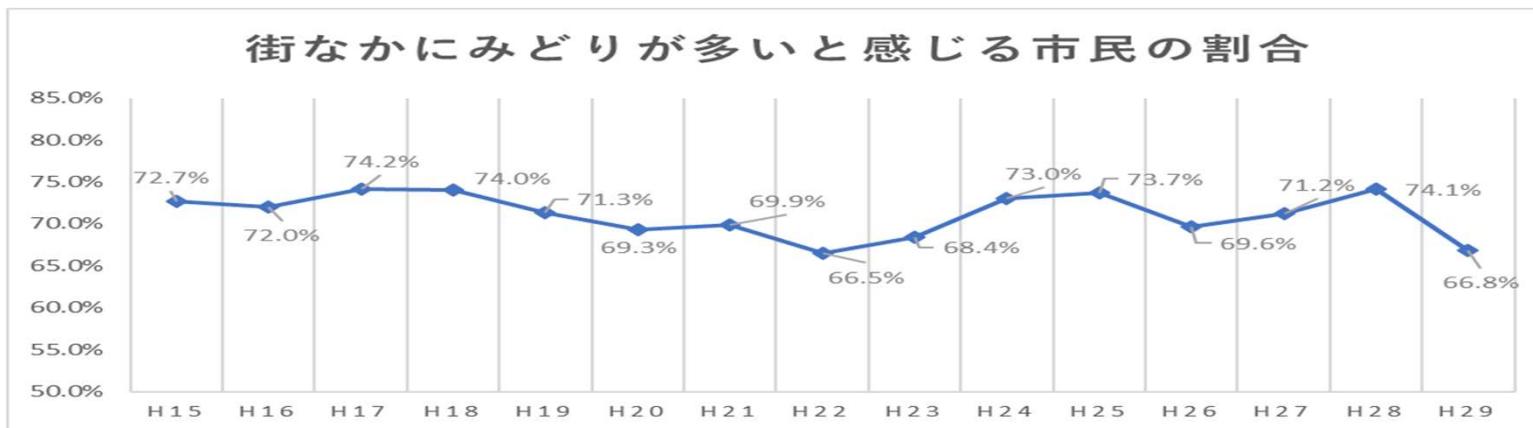
増減

72.7%



66.8%

5.9%減



# 1.改定の概要

## 1-5 緑の基本計画の検証

### 自然とともに生きる「森の都」づくり（緑の保全）

- 骨格となる緑の保全
  - ・風致地区の緑の保全  
熊本市では、水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山、万日山、千金甲の7地区（1,598ha）に風致地区を指定。地区内に新築、造成等を行う場合は、許可を受ける必要があり、基準に基づくことにより周辺の風致と調和し緑を保全 ※H17～H30 許可件数 521件
  - ・保安林の保全  
金峰山周辺に分収契約により植林地183haを維持管理
- 身近な緑の保全
  - ・環境保護地区の指定  
H16末 11ヶ所 11.9ha  
H30末 14ヶ所 14.1ha 3ヶ所 2.2ha増
  - ・保存樹木の指定  
H16末 242ヶ所 630本  
H30末 242ヶ所 588本
  - ・開発時等における緑の保全・創出  
H17～H30緑化協議により新たに創出された緑地面積

	事業所	共同住宅	合計
面積	405,257㎡	63,824㎡	469,081㎡
件数	541	360	901
- 自然とふれあいの場として活用
  - ・農地の活用  
市民農園の整備 H30末 13ヶ所（793区画）  
観光農園の整備 H30末 7ヶ所（民間）  
※物産館「火の君カマエ」、道の駅「すいかの里植木」も開設
  - ・森林の活用  
立田山鶯の森の利用  
\*自然観察指導員を中心に結成された立田山自然探検隊（S62設立）が年12回程度の自然観察会を行い、立田山の動植物を紹介  
\*H18に策定された森林ミュージアム構想に基づく観察コースにおいてH19から熊本県森林インストラクターによる年間6回の観察会を毎年実施

### 文化を培う「森の都」づくり（緑の創出）

- 都市公園の整備  
H20に熊本市公園施策の基本方針を策定  
(1)適正な維持・管理の推進  
(2)時代のニーズに対応した利用したい公園への再生  
(3)重点的な公園づくり  
3つの基本指針を掲げ公園に関する施策を展開
- 公共公益施設の緑化
  - ・道路の緑化  
道路の安全確保にかかる適正管理のための街路樹整備  
\*健軍自衛隊通りの桜並木が病気等による危険状態にあったことから、地元等による協議会を立上げ議論を重ねて、危険木の植替えを実施
  - ・河川的环境整備  
H18に制定された「多自然川づくり基本方針」に基づき藻器堀川、健軍川、鶯川等を整備
  - ・学校の緑化  
H17から田迎西小、力合西小、龍田西小、平成さくら支援学校の4校が開校  
※敷地面積の約20%である約20,000㎡の緑化を実施
- 民有地の緑化
  - ・民有地緑化助成（H17～H30の実績）

記念樹配布	個人共同住宅	事務所	生垣	計
12,996本	1,200本	10,359本	9,076本	33,631本
- ・まちぐるみの緑化（自治会等へ花苗配布）  
自治会等に年2回夏と冬に花苗を配布し、公共地（街路や公園等）に市民の手で植栽・管理  
※H17～H30花苗配布実績 延べ357万株
- 中心市街地の緑化推進
  - ・屋上緑化等の緑化推進  
H14から屋上緑化等助成を開始  
※H17～H27 41件 1,423.4㎡の助成
- 景観計画について  
S63に策定した「熊本市都市景観基本計画」を継承し、景観法（H16制定）に基づき「熊本市景観計画」をH22に策定し、景観形成基準により緑化を向上

### 「森の都」を育む人づくり（緑の啓発）

- 緑化意識の高揚
  - ・緑の情報拠点の充実  
緑の相談所（動植物園内）の利用促進  
※H17～H29相談件数40,086件・年平均約3,000件の利用相談
  - ・緑に関する行事の開催  
緑のイベントの開催  
市民参加の植樹イベント「みどりの月間」植樹の集いを平成元年から開催  
※H17～H27 2,691人参加 2,180本を植樹  
地域の緑化市民運動への支援  
地域団体で行われる公共地への植樹へ樹木を提供  
※H17～H30 217ヶ所 5,213人参加 16,180本植樹
  - ・緑の教育の充実  
学校環境緑化コンクール  
主体的に緑豊かな環境づくりに取り組む児童生徒の育成支援を目的とした熊本市学校環境緑化コンクールを実施（H30・54回目）※全日本学校関係緑化コンクールで熊本市の小学校がH26から5年連続で特賞を受賞
- 市民参加による緑化活動の支援
  - ・公共施設愛護団体の育成  
公園愛護会  
S42から「公園をいつも安全で清潔に維持管理していこう」との主旨で誕生。H30年度660ヶ所の公園に愛護会が設立され組織率は60.5%。公園の維持管理に多大な貢献  
街路樹愛護会  
S61に設立されH30末は13団体が活動実施
  - ・緑化技術の普及・指導  
講習会の実施  
動植物園において市民の緑化技術向上を図る目的として実施 ※H17～H29 310回開催 参加者7,396人
- 緑化推進のための人づくり
  - ・緑に関する人材育成  
緑化行政に携わる職員を対象に、技術講習会を開催  
職員の知識と技術の向上を目的として実施  
※H21～H30 10回開催 参加者328人

# 1.改定の概要

## 1-5 緑の基本計画の検証

### 施策の問題等

#### (1) 緑の保全

緑の量を測る緑被率の割合は上昇しているが、竹林や野草地の増加による緑の質の低下が見られる。

これは保全に関わる人材の高齢化による管理不足等が考えられる。

また、各施策の推進（保全）による効果・実績が現れにくい。

#### (2) 緑の創出

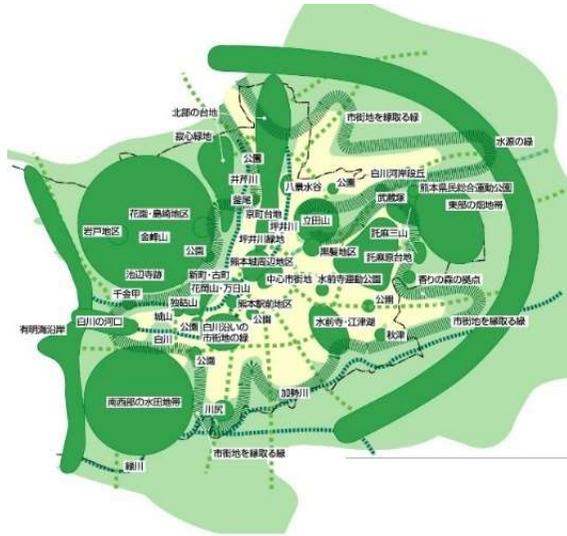
緑の数値目標である一人当たり公園面積等も確実に増加してるが、「街なかに緑が多いと感じる市民の割合」の上昇につながらっていない。

また、事業効果が植樹（創出）から数年後に可視化されるため、即効性に乏しい。

#### (3) 緑の啓発

緑化推進に係る地域における指導者等の人材発掘や人材育成の取組が不十分だったことによる高齢化が深刻な問題となっている。

また、啓発の不足により市民の緑化に対するニーズの把握が十分にできていないため、市民協働の取組が進んでいない。

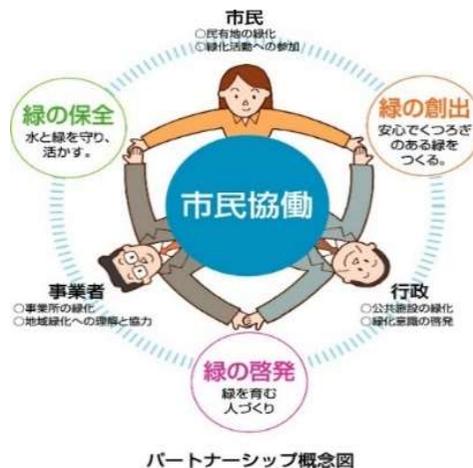


### 課題（総括）

当該基本計画における様々な施策の推進によって、緑量（アウトプット）は増加しているが、「街なかに緑が多いと感じる市民の割合」（アウトカム）は上昇していないことから、これまでの緑化に関する取組は、緑の効用（機能・役割）を十分に発揮させるものではなく、市民ニーズに合致していなかったと考えられる。

そのため、緑化に関する各施策と市民ニーズのギャップ解消に向けて、緑が持つ魅力や付加価値を最大限に発揮できるよう工夫するとともに、**市民協働による緑の保全が地域に過度な負担とならないよう留意しながら、持続可能な取組**として各施策を展開する必要がある。

計画の改定に当たっては、人口減少・超高齢化社会に対応した計画となるよう、市民に分かりやすく、可能な限り数値化・可視化できるよう工夫しつつ、関連する個別計画との整合性を図り、「緑量の創出」を継続的に行いながら「緑の質向上」を図る等、**緑の持つ精神面・物質面での様々な機能・役割を勘案したものにしたい。**



# 1.改定の概要

## 1-6 関係法令の改正概要

【都市公園法・都市緑地法・生産緑地法等の改正】（平成29年5月）

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等6つの法律を改正

### 都市公園の再生・活性化【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置**を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
  - 収益施設（カフェ、レストラン等）の設置  
管理者を民間事業者から公募選定
  - 設置管理**許可期間の延伸**（10年→20年）、**建蔽率の緩和**等
  - **民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**
    - 〔（予算）広場等の整備に対する資金貸付け  
【都市開発資金の貸付けに関する法律】  
（予算）広場等の整備に対する補助〕



▶芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**（10年→30年）
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

### 緑地・広場の創出【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備**を促す制度の創設
  - 市民緑地の設置管理計画を市町村長が認定  
（税）固定資産税等の軽減  
（予算）施設整備等に対する補助
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
  - 緑地管理機構の指定権者を知事から市町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶市民緑地（イメージ）

### 都市農地の保全・活用【生産緑地法等】

- 生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件**を市町村長が**条例で引下可能**に（300㎡を下限）  
（税）現行の税制特例を適用
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能**に



▶市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の類型として田園居住地域を創設**  
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

## 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

○市町村長が策定する「**緑の基本計画**」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充【都市緑地法】  
- **都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

## 1.改定の概要

### 1-6 関係法令の改正概要

#### 緑の基本計画の記載事項の追加

#### ○計画の法定記載事項（赤字下線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

#### ○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。

- ・都市公園の維持管理基準の法令化と合いまった老朽対策の推進
- ・生産緑地地区の面積要件引き下げ等と相まった都市農地の保全の促進

- 公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増している。また、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっている。
- 緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進。

# 1.改定の概要

## 1-7 第7次総合計画中間見直し

(現行)

政策名	第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
施策名	第2節 魅力ある多様な自然環境の保全
基本方針	基本方針2 生物多様性の保全と持続可能な利用
主な取組	主な取組 (6) 街中における緑の創出
事業概要	ア 生態系ネットワークの形成にも資する緑化などを推進します イ 市電緑のじゅうたん事業や屋上等緑化・壁面緑化を推進します。



(見直し案)

政策名	第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
施策名	第2節 魅力ある多様な自然環境の保全
基本方針	基本方針2 生物多様性の保全と持続可能な利用
主な取組	主な取組 (6) <b>協働による上質な緑の創出と保全・活用</b>
事業概要	ア 生態系ネットワークの形成に資する緑化などを推進します。 イ <b>都市緑化意識の高揚を目的として令和4年(2022年)に開催する全国都市緑化フェアを契機として、市街地における壁面緑化など、市民の関心を高める質の高い緑化を推進します。</b> ウ <b>地域住民・事業者・行政が一体となって、持続可能な緑の保全や適切な活用を推進します。</b>

## 2.計画改定の検討体制

### 緑の基本計画改定委員会

委員長  
副委員長  
委員  
委員・・・  
(10名)

- ・学識経験者
- ・関係団体
- ・市民代表 等

### 緑の基本計画改定庁内連絡会議

委員長：環境推進部長

委員：政策企画課長  
財政課長  
各区役所総務企画課長  
健康づくり推進課長  
都市政策課長

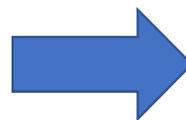
公園課長  
河川課長  
都市整備景観課長  
道路整備課長  
農業政策課長

指導課長  
環境政策課長  
水保全課長  
環境共生課長

計18課

### 緑の基本計画改定庁内ワーキンググループ

庁内連絡会議関係課の主幹・主査級メンバーによる作業部会

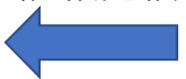


報告

議会



情報発信



意見

### 市民参加

- ・アンケート調査
- ・シンポジウム
- ・オープンハウス
- ・パブリックコメント等

### 業務委託

- ・現況の課題の整理  
(緑の現況と解析評価等)
- ・会議運営補助、取りまとめ等

### 3.今後のスケジュール

#### スケジュール (案)

	2020年度															
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会	議会		・繰越承認 議会			・概要説明 議会			・骨子案	議会		・素案説明 議会			・パブコメ報告 議会	
改定委員会		公募委員 選定	1回 改定委員会			2回 改定委員会		3回 改定委員会				4回 改定委員会		5回 改定委員会		答申
政策会議							資料提出 意見照会 政策調整会議 政策会議				資料提出 意見照会 政策調整会議 政策会議					
庁内調整		1回 WG 1回 連絡会議	実績等調査		・概要説明 2回 WG 2回 連絡会議	・骨子案 3回 WG 3回 連絡会議				・素案 4回 WG 4回 連絡会議				・パブコメ報告 5回 WG 5回 連絡会議		
環境審議会											概要説明					報告
市民意見聴取			シンポジウム等 (緑化フェア推進室実施)		市民アンケート					オープンハウス			パブコメ		シンポジウム等 (仮) (緑化フェア推進室実施)	